

## 川崎市いじめ総合調査委員会運営要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、川崎市いじめ防止対策連絡協議会等条例（平成26年10月15日川崎市条例第47号。以下「条例」という。）に基づき設置される、川崎市いじめ総合調査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、条例第14条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項の規定による調査の結果についての調査審議を行う。

### (委員)

**第3条** 委員は、条例第15条第2項に掲げる者及びその他市長が特に必要と認める者から市長が委嘱する。

2 前項の規定により市長が委嘱する委員は、調査対象となる当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とする。

3 委員は、川崎市いじめ防止対策連絡協議会及び川崎市いじめ問題専門・調査委員会の委員を兼ねることができない。

### (調査等)

**第4条** 条例第14条の規定に基づき調査審議を行うときは、川崎市いじめ問題専門・調査委員会の調査結果を総合的な視点から検証する。

2 委員会は、調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

### (答申)

**第5条** 委員会は、調査審議の結果を市長へ答申する。

### (秘密の保持)

**第6条** 委員は、調査により知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (庶務)

**第7条** 委員会の庶務はこども未来局青少年支援室において処理する。

### (委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。